

令和4年第3回定例教育委員会会議議事録

会議室601・602
令和4年3月16日(水)
14時00分～14時50分

出席委員

教育長	計田春樹
教育長職務代理	今村保恵
委員	長谷川武司
委員	高橋正明
委員	田原知江

事務局

教育部長	木村敏男
次長兼教育振興課長	石原洋
学校給食課長	沖克哉
学校教育課長	山垣内理恵
生涯学習課企画振興係長	沖武志
スポーツ振興課スポーツ振興係長	上田里恵
文化課長	中川卓司
書記 教育振興課総務企画係長	大村寿行
書記 教育振興課主任主事	小倉佳恵

議	題
三教委議第7号	三原市教育委員会公印規則の一部改正について（公開）
三教委議第8号	三原市招致外国青年任用規則の一部改正について（公開）
三教委議第9号	三原市自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について（公開）
三教委議第10号	三原市スポーツ活動激励金及び助成金交付規程の廃止について（公開）
三教委議第11号	令和4年度三原市立小中学校の学校評議員の委嘱について（非公開）
三教委議第12号	学校医及び薬剤師の委嘱について（非公開）
三教委報第3号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）
三教委報第4号	県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開）

計田教育長 令和4年第3回定例教育委員会会議を始める。

本日の議事録署名委員は、今村委員と長谷川委員にお願いする。

それでは、令和4年第2回定例教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔にお願いする。

書記 (令和4年第2回定例教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読)

計田教育長 議事録を承認してよろしいか。

(一同承認)

計田教育長 議事録の承認については、以上である。

計田教育長 それでは、議事に入る。本日の議案・報告事項のうち「三教委議第7号」から「三教委議第10号」を公開とし、それ以外は公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。審議の順については、次第に沿って審議したいと思うがよろしいか。

(一同承認)

計田教育長 そのように取り扱う。それでは「三教委議第7号」について事務局から説明願いたい。

石原次長兼教育振興課長 5ページ三教委議第7号「三原市教育委員会公印規則の一部改正について」説明します。本改正はページ最下段、提案理由にありますとおり公印使用の取扱いについて、市の他の執行機関における規定との均衡を図るため提出するものです。6ページに現行と改正案として新旧対照表を掲載しています。この中の傍線部分を改正します。現行では第8条第1号中の「、公印使用簿(様式第2号)に必要事項を記入の上」と「、決裁になった起案文書」、第2号は「し、公印を押印」、そのほか下段で様式部分に傍線をしています。改正案では、第8条第1号を「及び決裁になった起案文書」としています。大きくは現行にある公印使用簿が削除となります。また、三原市文書取扱規程第9条においては起案文書の様式が定められています。この起案文書の様式中に、公印使用に係る承認欄が設けられ統一的に取り扱っており、今回整理するものです。施行日は公布の日からです。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第7号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第7号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第8号」について事務局から説明願いたい。

山垣内学校教育課長 7ページ三教委議第8号「三原市招致外国青年任用規則の一部改正について」です。三原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のように制定するものです。9ページ提案理由は特別休暇の新設及び有給化について、他の規則の規定と均衡を図るため、この案を提出するものです。また招致外国青年とは三原市で任用しているALTのことを指します。10ページから13ページまでが新旧対照表です。また、施行日は令和4年4月1日からです。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第8号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第8号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第9号」について事務局から説明願いたい。

山垣内学校教育課長 14ページ三教委議第9号「三原市自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部改正について」三原市自家用車の公務使用に関する取扱規程の一部を改正する訓令を次のように制定するものです。16ページ提案理由は提出書類を記名のみの取扱いにすることにより行政手続の簡素化を図るため、この案を提出するものです。15ページには今回改正する別記様式を掲載しています。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

長谷川委員 自賠償保険への加入は当然のことだが、任意保険・共済については種類、例えばこれ以上の保険でないと公務使用できないというような規定はあるのか。

山垣内学校教育課長 任意保険・共済の種類については特に示していません。しかし、様式中に記載欄がある金額等については、記入してもらう必要があります。

長谷川委員 対人、対物について、それぞれ保険金額、免責金額はいくらでもよいのか。

木村教育部長 それぞれ決まっています。まず、自家用車が公務使用に認められる場合として公用車が使用できない場合に限ります。2点目として県内における用務で通常の運転時間が1日5時間を超えないと認められるものであること。3点目に公務使用する自家用車に対人は無制限、対物は1,000万円以上の保険契約が締結されていることが挙げられます。また過去1年以内に交通違反などによる行政処分を受けていないことと、ほか数点あったかと思われませんが、記憶しているものは以上であり、その要件が備わっていることが前提です。

計田教育長 そのほか何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第9号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第9号」は原案どおり可決された。続いて「三教委議第10号」について事務局から説明願いたい。

上田スポーツ振興係長 17ページ三教委議第10号「三原市スポーツ活動激励金及び助成金交付規程の廃止について」説明します。本規程は市長の権限に属する事項であることから、市長部局の要綱として整理し直すため、この案を提出するものです。施行日は令和4年4月1日とします。

計田教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

今村委員 廃止という言葉に引っかかりを感じる。これまで激励金や助成金の交付を受けていた個人や団体などが、この規程が廃止されることで困ることはないのか。

上田スポーツ振興係長 教育委員会規程となっているのは本規程のみで、市長部局の要綱として、施行日を令和4年4月1日とし、新たに制定する予定です。

計田教育長 制度そのものは残るとのことか。

上田スポーツ振興係長 激励金及び交付金の制度自体は残ります。

木村教育部長 昨日ありました市議会定例会に令和4年度予算ということでこの案件に関する予算も審議し、可決いただいております。また三原市教育委員会要綱から三原市市要綱に変わりますが、事務は三原市教育委員会が市長の補助執行ということで継続的に行うため、窓口も従来と変わらず、特に市民の方にご迷惑をおかけすることはないと考えています。

今村委員 引き続き、皆さんがこういった助成金を使って活動を続けることができるということで安心した。

長谷川委員 確認だが、例えば三原市内の中学校のサッカー部が全国大会に出場となった場合には、学校長に対して交付されるのか。あるいはチームのコーチ、または後援会などに支払われるのか、どのようなイメージなのか。

上田スポーツ振興係長 団体に対しての激励金の交付についてですが、市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び大学であること、または市内にその活動の主たる拠点を置いている団体であることを条件に、代表者が申請してきた場合、交付するという形になります。

長谷川委員 その場合、中学校であれば校長が交付手続きをするということになるのか。

上田スポーツ振興係長 そのとおりです。

計田教育長 そのほか何か質問や意見はあるか。

(なし)

計田教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第10号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

計田教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第10号」は原案どおり可決された。ここからは非公開にて審議する。傍聴者の方は退席をお願いします。

(非公開案件審議後)

計田教育長 以上で第3回定例教育委員会会議を終了する。

14時50分 教育委員会会議終了
傍聴者1名

上記のとおり会議の顛末を記載し、その旨相違ないことを証すため、ここに署名する。

署名_____

署名_____